

# 株式移転に関する 事後開示書類

(会社法第 815 条第 3 項第 3 号、第 811 条第 1 項第 2 号、  
及び会社法施行規則第 210 条に定める書面)

平成 27 年 1 月 5 日

株式会社日本創発グループ

東京リスマチック株式会社

平成 27 年 1 月 5 日

株式会社日本創発グループと東京リスマチック株式会社との株式移転に関する事項

東京都荒川区東日暮里六丁目 41 番 8 号  
株式会社日本創発グループ  
代表取締役社長 鈴木 隆一



東京都荒川区東日暮里六丁目 41 番 8 号  
東京リスマチック株式会社  
代表取締役社長 鈴木 隆一



東京リスマチック株式会社（以下、「東京リスマチック」といいます。）は、平成 26 年 10 月 24 日開催の臨時株主総会において承認頂きました株式移転計画に基づき、平成 27 年 1 月 5 日をもって、株式移転設立完全親会社である株式会社日本創発グループ（以下、「日本創発グループ」といいます。）を設立する株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に関する事項は、以下のとおりです。

1. 株式移転が効力を生じた日

本株式移転が効力を生じた日は平成 27 年 1 月 5 日であります。

2. 株式移転完全子会社における会社法第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続の経過

東京リスマチックは、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項の規定により、平成 26 年 10 月 31 日付で東京リスマチックの株主に対し、株式移転をする旨及び株式移転設立完全親会社である日本創発グループの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 806 条第 1 項の規定に基づき株式の買取を請求した株主はおりませんでした。

なお、本株式移転において、会社法第 808 条及び第 810 条の規定による手続については、該当事項はありません。

3. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数

本株式移転により日本創発グループに移転した東京リスマチックの株式の数は、12,187,280株です。

4. その他株式移転に関する重要な事項

- (1) 日本創発グループは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時における東京リスマチックの株主に対し、その保有する東京リスマチックの普通株式1株につき日本創発グループの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。
- (2) 日本創発グループ設立時の資本金及び準備金の額に関する事項は以下のとおりです。
  - ① 資本金の額 : 4億円
  - ② 資本準備金の額 : 0円
  - ③ 利益準備金の額 : 0円

以上